

営
宅
県
住

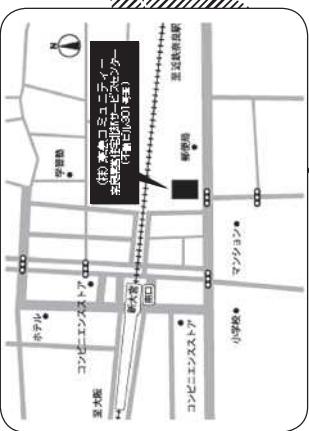
住まいのしおり

奈良県 県土マネジメント部地域デザイン推進局まいまちづくり課
奈良県営住宅管理事務所
株式会社東急コミュニケーションズ
奈良県営住宅サービスセンター
奈良県営住宅サービスセンター

お問い合わせ



奈良県営住宅管理事務所
〒639-1041 大和郡山市清願寺町60の1
TEL:0743 (51) 2615 (直通)
FAX:0743 (53) 1196



株式会社東急コミュニケーションズ
奈良県営住宅サービスセンター
〒630-8115 奈良市大宮町5-3-14
不動ビル301号室
TEL:0742 (30) 1090
FAX:0742 (30) 1094



株式会社東急コミュニケーションズ
奈良県営住宅サービスセンター
〒634-0005 桜原市北八木町1-1-8
桜原中央ビル5階
TEL:0744 (21) 0109
FAX:0744 (21) 0105



は じ め に

県営住宅は、国と県とが協力して住宅に困っている低額所得者のために、税金を使って建設した住宅です。

従って、入居できる人の収入（所得）には制限があり、同程度の民間賃貸住宅に比べ低廉な家賃となっております。

一方、皆さんのが県営住宅を使用するにあたり、公営住宅法や奈良県営住宅条例などによりいろいろな制限や義務を伴い、また守らなければならない事柄がたくさんあります。これは県民の大切な財産である住宅をお貸ししているからです。

入居して皆さんのが楽しく、気持ちよく生活ができるかどうかは、入居者一人ひとりの心がけ次第です。お互いの協力によって、住みよい団地にしていただくようお願いします。

この住まいのしおりは、県営住宅に住まわれるにあたっての手続方法や、注意すべき事柄などをまとめたものです。法令違反や共同生活の秩序を乱すことがないよう、手もとにおいて、折りにふれお読みください。

目 次

はじめに

第1編 県営住宅の管理

1. 管理のしくみ	1
2. 入居にあたって	2
3. 家賃と敷金等	3
4. 収入の申告	5
5. 入居中の各種手続き	7
6. 退去にあたって	9
7. 修繕	10

第2編 住宅の住まい方

1. 玄関	16
2. ベランダ	16
3. 台所	17
4. 浴室	18
5. 便所	19
6. 結露	21
7. ダニなどの室内害虫	21
8. 電気	22
9. クーラー	22
10. ガス	23
11. 水道	24

第3編 共同施設

1. 階段・廊下	27
2. 団地の庭	27
3. 集会所	27
4. 自転車置場	27
5. 駐車場	27
6. 屋上	28
7. 受水槽、給水塔、浄化槽	28
8. 排水施設	28
9. ゴミの処理	28

第4編 団地生活

1. 自治会活動への積極的な参加	29
2. 環境美化	29
3. 集会所の利用	29
4. 共益費	30
5. 迷惑行為	30
6. 入居中の注意事項	31
7. 住宅の明け渡し請求	32
8. 駐車場の使用許可の取消等	32

第5編 防 災

1. 火災の予防	33
2. 防火管理	33
3. 災害発生時の手引き	33

第1編 県営住宅の管理

1 管理のしくみ

□県営住宅の管理

県営住宅の管理は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課と各管理者にて行っています。

住まいまちづくり課は、全体的な基

本方針の策定、家賃滞納者などに対する訴訟、古い住宅の建替などの業務を行っています。

各管理者は募集業務や入居手続、住宅の修繕、家賃の収納、その他入居から退去までのほとんどの業務を行っています。

奈良県営住宅管理団地一覧表

管理者	県営住宅	連絡先
奈良県営住宅 北部サービス センター ^{*1}	紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・ 六条山・稗田・山崎	〒630-8115 奈良市大宮町5-3-14 不動ビル301号室 TEL 0742-30-1090
奈良県営住宅 サービス センター ^{*1}	小泉・東高田・天理・天理南・阿部・ 纏向・橿原・橿原NT・坊城	〒634-0005 奈良県橿原市北八木町1-1-8 橿原中央ビル5階 TEL 0744-21-0109
奈良県営住宅 管理事務所 ^{*2}	法華寺・西大寺・佐紀・西ノ京・高円・ 西小泉・白土・高田・奥田・櫟本・ 庵治・茅原・御所・秋津・桜井・ 金屋・見瀬・光陽・五條・南和・ 笠形・小明・上但馬	〒639-1041 大和郡山市満願寺町60の1 TEL 0743-51-2615

※1 休日、夜間などの火災や緊急を要する修繕が必要な場合については、コールセンター（上記管轄サービスセンターの電話からの転送）にて電話受付します。なお、無断駐車・移動等の二次対応については、翌営業日対応となることがあります。ご了承ください。

※2 夜間・休日及び祝祭日で、火災や緊急を要する修繕が必要な場合の連絡先は0743-51-0258（郡山総合庁舎守衛室）

2 入居にあたって

入居手続日に鍵3個（別に窓用の鍵がある住宅もあります。）全部お渡ししますので、以後は皆さんの責任で保管してください。

□入 居

入居は、指定入居日から7日以内となっていますので、この期間内に入居してください。

□住宅の点検

力ギを受け取った方は、必ず住宅内を点検してください。

もし、異常があったり、設備に故障があるときは、すぐ、各管理者まで申し出てください。畳、ガラス、襖の損傷については、指定する日までに申し出のなかったものは、以後、修理いたしませんので、ご注意ください。

なお、空家住宅は以前に人が居住していた住宅ですから、新しい状態でなく、生活に支障がないことを基本に修繕をしており、壁や天井、床などのキズについては一切修繕をしておりませんので、ご了承願います。

□引っ越し

引っ越しの際、車の乗り入れ等により、花壇・側溝・防犯灯などの施設を破損しないようにご注意ください。万一、破損したときは、自己負担で修理してください。

また、引っ越しの際に発生したダンボール箱、その他ゴミ類は、市町村の清掃の規定に従って入居者が責任をもって処理してください。

□電気・ガス・水道の開栓

電気・ガス・水道はすべて閉栓されています。これらの使用申込方法は住宅や所在する市町村によって異なります。各団地ごとの申込先は、別表(36頁)の営業所等のとおりです。

なお、ガスは会社等によりカロリーが違いますので、入居される地区のガス会社等にご相談ください。

□電 話

電話会社に接続申し込みを入居者が直接行ってください。接続方法については電話会社の指示に従ってください。

□共益費

階段の通路灯など共同施設の管理運営費用は、入居者の皆様が自らの責任としてご負担いただきます。

また、共益費は自治会が責任をもって徴収し、電力会社などへの支払をしていただいております。

詳しくは、P30「4 共益費」をご参照ください。

□自治会活動

自治会は、県営住宅のすべての団地において、環境整備など入居者の皆様が良好な生活を快適に送れるよう活動されています。

入居後は、自治会活動にご参加ください。

詳しくは、P29「1 自治会活動への積極的な参加」をご参照ください。

□転入届

入居後14日以内に、市町村に住民票の異動届や、学校の転入学届を忘れず提出してください。

なお、届出完了後、各管理者へ世帯全員の住民票（続柄の入っているもの）を提出してください。

また、世帯全員の住民票の提出がな

い場合、家賃が大幅に上がることがありますのでご注意ください。

☆訪問販売にご注意

入居当日、また入居後まもなく、ガス器具・消火器・網戸などの訪問販売を行っている業者が訪問することがありますが、県または各管理者とは一切関係ありませんので、ご注意ください。

3 家賃と敷金等

□敷 金

家賃の3か月分に相当する金額の敷金を指定入居日までに納付していただきます。

□入居月の家賃

入居月の家賃は、入居手続の際に納付していただきます。

□入居中の家賃

入居した翌月からの家賃は、口座振替により、当月末に振替させていただきます。（当月末が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日となります）

□駐車場

下記県営住宅には駐車場が併設されており、自動車をお持ちの方は、下記問合せ先にご相談ください。また、それ以外の団地には駐車場はありません。自動車をお持ちの方は、県営住宅以外で駐車場を確保してください。

団地内に自動車を置くと通行に迷惑をかけるばかりでなく、消防車・救急車等緊急時の妨害になります。皆様の安全を確保するために、迷惑駐車はおやめください。

記

紀寺・六条・壳間・北和・姫寺・平城・六条山・稗田

奈良県営住宅北部サービスセンター

TEL 0742-30-1090

小泉・西小泉・東高田・天理・秋津・阿部・纏向・権原・坊城・南和・吉野

奈良県営住宅サービスセンター

TEL 0744-21-0109

□家賃の決定

家賃は毎年度、入居者からの収入の申告に基づき入居者の収入及び住宅の規模・立地条件・築年数などに応じて、毎年度個々に決定されます。

□家賃の減免等

特別な事情により家賃の支払いが困難になったなど、次のような場合には申し出により、家賃を減免することもできますので、各管理者へご相談ください。

なお、さかのぼって適用することはできませんので、ご承知ください。

- ・収入が著しく低額になったとき
- ・病気などで、著しく生活が困難になったとき
- ・災害により著しい損害を受けたとき
- ・その他、特別な事情があるとき

また、家賃減免の事由に該当しなくなったときは遅滞なく届出してください。

□退去する時の家賃と敷金

退去月の家賃は、退去日までの日割家賃です。

- ・敷金は、家賃の未納、損害賠償金、入居者負担の修繕費等がある場合は、その額を差し引いてお返しします。
- ・敷金の返還は、口座振替で行いますので退去届に指定口座（住宅の名義人に限る）を必ずご記入ください。
なお、敷金の返還は事務の都合上、

3・4か月程度かかりますので、それまでの間、口座を解約しないでください。

□家賃を滞納すると

家賃を滞納すると、連帯保証人に連絡及び請求など迷惑がかかることがあります。

また滞納月数が3か月を越えた場合は、住宅の明け渡しを請求し、強制的に退去していただくことになります。

家賃は皆さんの住宅の修繕や環境整備にも使われています。したがって滞納することは、皆さん全体に迷惑をかけることになりますので、毎月末日までに必ず納めてください。

4 収入の申告

県営住宅の家賃は、入居者の世帯の収入等に応じて毎年度個々に決定されます。

そこで入居者の皆さんから、毎年度収入の申告を県にしていただく必要があります。

□収入申告書の提出

収入申告書の提出については、その時期（毎年7月上旬）が来たときお知

らせしますので、お送りした申告書と共に市町村長が発行する課税（所得）証明書等を添付して必ず提出してください。

なお申告のない場合、家賃が大幅に上がることになりますのでご注意ください。

□収入認定及び家賃決定

県では、入居者の皆さんからの申告に基づき入居者の収入を認定します。同時に翌年度の家賃の額を決定し2月1日に通知します。

□収入超過者・高額所得者の認定

県営住宅に引き続き3年以上入居している入居者で、収入が政令で定める基準（一般世帯の場合基準月収額15万8千円、高齢者・障害者等の世帯、又は災害公営住宅である場合は、基準月収額21万4千円）を超えた場合は収入超過者と認定し通知します。

また、県営住宅に引き続き5年以上入居している入居者で、収入の額が最近2年間引き続き政令で定める基準（基準月収額31万3千円）を超える場合は、高額所得者として認定し通知します。

□意見の申し出

収入の額の認定及び収入超過者等の認定について、意見のある方は、通知を受けた日から一月以内に申し出てください。

また、認定後に所得金額や同居親族に変更が生じ、基準月収額が増減するようになった時も申し出てください。

調査のうえ、認定の変更・取消を行うことがあります。

詳しくは各管理者へお問い合わせください。

※収入超過者

収入超過者には住宅を明け渡すよう努めています。

県では、明け渡し努力をされる方に対して独立行政法人都市再生機構のUR賃貸住宅の情報提供を行っています。

なお、住宅の明け渡し努力をしても、容易に移転先の住宅が見つからないなど、その他、やむをえず引き続いて居住する場合には、収入超過者の収入に応じて加算した額を支払っていただくことになります。

※高額所得者

相当高額の収入を得るようになった方が、なお引き続き県営住宅に入居していることは、本来公営住宅が対象とすべき住宅に困っておられる低額所得者が多数県営住宅への入居を希望しているという現状から見て、非常に不合理です。そこで公営住宅法では次のような措置が定められています。

•明け渡し義務

県は高額所得者に対して、住宅の明け渡しを請求することができます。高額所得者は明け渡し期限が到来したときは、速やかに退去しなければなりません。県では自主的な明け渡しに向けて個別指導を行います。

なお、高額所得者と認定された期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃を支払っていただきます。

また、明け渡し請求の期限が到来した後も住宅を明け渡さない者に対しては、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額を支払っていただきます。

高額所得者に対しても収入超過者と同様に独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の情報提供を行っています。

5 入居中の各種手続き

入居中に次のような事があれば、各管理者へ申し出て、手続きを行ってください。もし、手続きを怠りますと不利益を受けることがありますのでくれぐれも注意してください。

なお、申請書類は必ず各管理者へ提出してください。

□同居承認申請

入居者に、出産以外の理由によって、同居者が増える場合には、同居承認申請を行っていただかなければなりません。この同居承認申請は、承認できる範囲が親族に限られていますので、申請される前に必ず各管理者に相談してください。なお同居承認申請をすることによって当該世帯の収入が基準（一般世帯で15万8千円）を超える場合や家賃滞納・無断転貸等がある場合には承認されないことがあります。また、同居する理由がなくなったときは、すみやかに退去していただきなくてはなりません。

☆ご注意

無断同居については、その同居者が不適格な人の場合は退去していただく

とともに、入居者にも不利益な取扱いがなされる場合があります。

□氏名変更届

入居者や同居者の方が入居後、結婚または離婚などにより、氏名が変わったときに提出してください。

□入居者異動届

入居者が、出産によって同居者が増える場合、あるいは、同居者に転出または死亡による異動があったときに、すみやかに提出してください。

☆ご注意

入居者の異動により家賃額が変更される場合がありますので、各管理者へ申し出をしてください。

□入居承継承認申請

入居名義人が死亡したり、または離婚等により、退去した場合で、従前から同居している家族（同居承認後、1年を経過した人に限る）が引き続きその住宅を使用したいときは、各管理者へ申請をしてください。

☆ご注意

速やかな手続きを怠ると、入居許可

を取り消し住宅を明け渡していただくことがあります。

□連帯保証人変更承認申請

連帯保証人は、入居者が家賃を滞納した場合などに一体となって債務を負う人です。

したがって、この連帯保証人が死亡などにより連帯債務を負えなくなったときは、すみやかに名義人からの申請書を提出してください。

なお、連帯保証人からの変更の申し入れは認められません。

□暴力団員の入居制限について

県では奈良県営住宅条例及び同条例施行規則により、県営住宅への暴力団員の入居を制限するため、入居資格審査並びに同居承認及び入居承継承認の審査にあたって、14歳以上の対象者全員について、暴力団員に該当するかどうか県警察本部刑事部長あて照会しています。

□しばらく留守にしたいとき

長期の旅行・出張などにより、20日間以上留守にするときは、あらかじめ長期不使用承認申請を各管理者へ提出してください。

申請を怠ったまま長期間不在であったときは、無断退去または住宅不使用として、入居許可を取消し、住宅を明け渡していただくことがありますので、長期不使用承認申請書は必ず提出ください。

□模様替（増改築）承認申請

住宅の増築・改築は原則として認められません。ただし、やむなく物置、浴室等の増築（庭つき住宅のみ）または手すりの設置など住宅の一部を模様替しようとするときは、必ず手続きが必要です。

また、無断で増築を行えば撤去命令をすることもあります。アマチュア無線局アンテナの設置や、光ケーブルの設置等も同様です。

詳しくは、各管理者にご相談ください。

6 退去にあたって

□県営住宅退去手続

県営住宅を退去される時は、必ず退去予定日の10日前までに、県営住宅退去届を提出してください。鍵、印鑑、銀行等の口座番号の写しを各管理者まで持参して手続きをしてください。

手続きは

〒630-8115

奈良市大宮町5-3-14

不動ビル301号

奈良県営住宅北部サービスセンター

TEL 0742-30-1090

〒634-0005

橿原市北八木町1-1-8

橿原中央ビル5階

奈良県営住宅サービスセンター

TEL 0744-21-0109

〒639-1041

大和郡山市満願寺町60-1

郡山総合庁舎3F

奈良県営住宅管理事務所

TEL 0743-51-2615

□電気・ガス・水道などの精算

電気・ガス・水道・駐車場利用料金などの公共料金の精算は退去者自身が必ず退去日までに済ませてください。

□カギの返還

室内の修繕を終え、退去される時には、入居時にお渡ししたカギ3本をそろえて各管理者へ返してください。

ただし、カギは3本とも入居時のものが必要です。1本でも足りなかったり、合いカギの場合は、シリンダー本体を新しいものに替えていただきます。

□原状回復

退去される場合は、破損箇所の修理・増改築部分の復旧・家財道具等の撤去及びコミ等の処分・部屋等の清掃（原状回復）を必ず行ってください。

☆ご注意

無届けで退去した場合は、入居中とみなして、家賃を本人または連帯保証人に請求することになります。

7 修 繕

県営住宅は県民の貴重な財産ですから、入居者の皆さんには十分注意を払って正常な状態に維持していただく義務があります。

負担区分が入居者のものについて、退去時に修繕が必要な状態であるものは、退去時に修繕費用を負担していただくことがあります（経年劣化によるものを除く）。

したがって、皆さんの不注意（過失による火災を含む）で住宅や共同施設を損傷したような場合や県の定める規格、仕様に合わない修繕等をされた場合はその修繕費は皆さんの負担となります。

また、県の負担分となっている部分についても、他の住宅に比べて損傷が特にひどい場合は、入居者に使用上の問題があったものとして、入居者負担となる場合があります。

□計画修繕とは

県では、既設の住宅の維持に必要な修繕計画をたて、逐次実施していますので皆さんのご協力をお願いします。

計画修繕の内容としては、外壁の塗装、屋上防水、経年、老朽化による機

器の取替などがあります。

□一般修繕とは

計画修繕以外の小修繕で、修繕箇所（内容）により県が修繕する場合と、入居者の皆さんに修繕していただく場合とがあります。

例えば、畳の表替え・ふすまの張り替えなどの修繕は原則として入居者の負担となります。（詳しくは、11～15頁の修繕区分をご覧ください。）

なお、天井からの雨漏りや、共用部分での修繕など入居者負担以外の修繕は、その原因を調査し負担区分を明らかにしたうえで修繕を行いますので、各管理者まで連絡してください。

使用上特に支障のないもの、あるいは設計性能をこえたご要望などは、修繕等の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

県営住宅修繕負担区分

1. 建築一般

① 屋内部分

修 繕 項 目		修 繕 内 容	負 担 区 分	
修 繕 の箇 所	細 分		県	入居者
柱・はり・敷居・階段		構造上の欠陥	○	
天 井		構造上の欠陥	○	
		塗替・汚損復旧 規格以上の照明器具 取付等による破損		○
壁		構造上の欠陥	○	
		上記以外		○
床（根太、太引、土台、 床板、押入を含む）		構造上の欠陥	○	
タ タ ミ		表替・取替		○
窓 枠、出 入 口 枠		構造上の欠陥	○	
外部に面した建具 (玄関戸を含む)	郵便受・のぞき窓等附属品	破損復旧		○
	木製ドア	破損復旧・取替		○
	鋼製・アルミ製ドア（丁番 のひずみを除く）	破損復旧・取替		○
室 内 建 具 等	浴室戸	破損復旧		○
	木製戸・フスマ等	破損復旧		○
建 具 金 物 類 (鋼製、アルミ製)	錠及び鍵、ラッチ、丁番、 アームストッパー、ビス、 戸車、レール、クレセント、 戸当たり、取手、ドアクローザー（ストッパー）	破損復旧・取替		○
ガラス（ガスケット、 シーリング、パテ含む）		破損復旧		○
流 し 台	流し台（調理台・コンロ台・ 目皿を含む）	一式取替・部分破損復旧		○
台 所 棚 類		破損復旧		○
ベ ラ ン ダ	手すり	塗替・破損復旧		○
	間仕切板	破損復旧（緊急時の破損 を除く）		○
	排水目皿	つまり復旧、破損復旧		○

修 繕 項 目		修 繕 内 容	負 担 区 分	
修 繕 の箇 所	細 分		県	入居者
物 干		破損復旧		○
浴 室 (附属している浴槽を含む)		破損復旧		○
避 難 用 器 具 (ハッチ・はしご等)		破損復旧(緊急時の破損を除く)		○
		腐食等により構造上欠陥が生じた場合	○	
ゲ タ 箱・牛 乳 受		破損復旧		○
スリーブ キャップ		破損復旧		○
換気用レジスター(手動式) シャッター床下換気孔		破損復旧		○

② 屋外部分

修 繕 項 目		修 繕 内 容	負 担 区 分	
修 繕 の箇 所	細 分		県	入居者
雨 ど い		部分破損復旧		○
		つまり復旧		○
屋 根	屋根(勾配屋根)	破損復旧・防水 (構造上の欠陥、雨漏等)	○	
	屋上(陸屋根)	破損復旧・防水 (構造上の欠陥、雨漏等)	○	
	改め口	破損復旧・防水	○	
		錠取替	○	
壁 面 (外 壁)		破損復旧・コーキング・防水	○	
階 段		破損復旧	○	
便 槽 (吸 取 口 含 む)		破損復旧・取替	○	
臭 突	本体	破損復旧		○
	ベンチレーター(自然換気)	破損復旧		○
柵	各戸境界柵(低層住戸)	破損復旧		○
	団地用柵(フェンス)	破損復旧	○	
団 地 標 示 板 (掲 示 板) (県設置分に限る)	枠板	破損復旧・取替	○	
	掲示板ラバー	破損復旧・取替		○

2. 水道、電気及びガス設備関係

① 専用部分

修 繕 項 目		修 繕 内 容	負 担 区 分	
修 繕 の箇 所	細 分		県	入居者
給 水	給水管(台所、便所、浴室、洗面所等)	破損復旧・取替・漏水修繕	○	
	水栓金具(カラム、コック、蛇口等)、パッキン、その他給水に必要な部品	破損復旧・取替		○
排 水	排水管及びトラップ等(台所、便所、浴室、洗面所等)	破損復旧・漏水修繕	○	
		つまり復旧		○
便 所	陶器具類(便器・ロータンク等)・内部金物・フラッシュバルブ	破損復旧・パッキン等消耗品取替		○
浴 室	皿等附属品	破損復旧・取替		○
洗 面 所	陶器具類(洗面器等)	破損復旧・取替		○
	附属金物類	破損復旧・取替		○
電 気 配 線		容量を超えて使用して破損した場合、増築及び模様替により発生する破損		○
電 気 器 具 類	約定開閉器 ブレーカー	部分破損復旧		○
	スイッチ・コンセント・ブレーカー・引掛シーリング・キーソケット・玄関チャイム・照明器具類、コード・配線用カバー・テレビアンテナジャック	破損復旧・取替		○
換 気 設 備	換気扇等器具類(台所、便所、風呂)	破損復旧		○
	レンジフード	破損復旧・取替		○
ガ ス 配 管	ガス管	破損復旧・取替	○	
	ガスコック及び附属品	破損復旧・取替		○
火 災 警 報 器	本体・電池	破損復旧・取替		○

修 繕 項 目		修 繕 内 容	負 担 区 分	
修 繕 の箇 所	細 分		県	入居者
給 湯 設 備 (県設置分)	給湯管	破損復旧・取替・漏水修繕	○	
	配線関係	破損復旧	○	
	給湯機	取替(県設置の場合)	○	
	給湯(風呂釜・浴槽)	取替(県設置の場合)	○	
	カラ・コック・蛇口・パッキン等・スイッチ・タッチパネル、リモコン等その他の給湯部品	破損復旧・取替		○

② 共用部分

修 繕 項 目		修 繕 内 容	負 担 区 分	
修 繕 の箇 所	細 分		県	入居者
屋 内・外 排 水 管	排水管(会所含む)	破損復旧・漏水修繕・取替	○	
		つまり復旧		○
会 所 蓋	道路上・公園	破損復旧・取替	○	
	宅地内	一般的な破損復旧		○
		自動車等による破損復旧		○
共 用 栓、 散 水 栓	給水管・水栓類	破損復旧・漏水修繕・取替	○	
		パッキン取替		○
消 火 栓、 止 水 栓 (県設置分)		破損復旧・漏水修繕・取替	○	
階 段 灯、 外 灯	ポール・設備器具類・自動点滅器(スイッチ、リレーを含む)	破損復旧・取替		○
	電球類(グロー球を含む)	取替		○
ゴ ミ 置 場	ブロック等	破損復旧		○
各 種 計 器 ポ ッ ク ス		破損復旧・取替	○	
消火器(入居者設置分)		薬剤入替		○
集 合 郵 便 受 箱		取替		○
テ レ ビ 共 聴 施 設		破損復旧・調整・取替	○	
		各戸受口以下の管理及び破損復旧		○
テレビアンテナ(一部団地)		取付設置及び退去時の撤去		○

③ 共同施設

修 繕 項 目		修 繕 内 容	負 担 区 分	
修 繕 の箇 所	細 分		県	入居者
受水槽、ポンプ室 給水塔、高架水槽	各付属設備を含む	故障・破損復旧・点検・取替	○	
汚水処理場、浄化槽	付属設備を含む	故障・破損復旧・点検・取替	○	
		維持管理	○	
受電設備、ガス供給設備		故障・破損復旧・点検・取替	○	
遊 び 場	砂場	砂の補充（県・入居者1/2）	○	○
	遊具	破損復旧・取替	○	
樹木・花壇・藤棚		破損復旧	○	
		剪定・防虫駆除・施肥・ 水やり草刈等		○
自 転 車 置 場		破損復旧	○	
集 会 室		住戸建築・設備関係負担 区分に準じる	/\	/\
昇降機（エレベーター）設備	非常停止ボタンのカバー、 押ボタン類、ランプ類、 非常灯カバー	破損復旧		○

④ 衛生関係負担区分

衛生（清掃）実施箇所	実 施 内 容	負 担 区 分	
		県	入居者
受水槽、給水塔、高架水槽	清掃・消毒	○	
建 物 内 共 用 汚 水 排 水 管	豎管		○
	横管		○
団地内の側溝、会所、法面各空地等	清掃・消毒・草刈		○
集 会 室、ゴミ置場	清掃・消毒		○

- 注) 1 表の負担区分で県の負担とされているものでも、入居者の故意・過失または通常の維持管理不良によって生じた修繕は、入居者の費用負担となります。
- 2 軽微な補修、入居者において改造された部分の補修及び可能な応急処理は入居者で行ってください。
- 3 表の負担区分で入居者負担には自治会負担も含まれます。

第2編 住宅の住まい方

県営住宅は、建設当時の建設部材、設備等に基づいて建設されており、各団地及び各住居によって様々な違いがあります。

よって、入居されました住居に使用されている建設部材、設備等に適したご使用をお願いします。

1 玄 関

- ・玄関ドアには、自動的に閉じるようドアクローザーという器具をつけたものがありますので、子供が指をはさまないように注意してください。
- ・中層住宅では、特に風の強いときドアが風圧で急に閉まることがありますので、注意してください。
- ・ドアを開けたままにしておきますとドアクローザーの故障の原因になりますので、ドアの下に木切れなどをはさまないようにしてください。
- ・ドアのカギは入居者にお渡ししたものだけですので（県には同じカギはありません）、紛失しないように気をつけてください。
- ・カギの紛失及び破損は自費で修理していただきます。
- ・玄関土間は防水していませんので、打ち水などをしないようにしてください。
- ・ドアの音鳴りがする場合には、油等をさしてください。

2 ベランダ

- ・ベランダ付近で落下の恐れのあるところには、植木鉢など危険な物を置かないようにしてください。
- ・ベランダに箱などの物を置きますと子供が踏み台にして転落事故のもとになりますので注意してください。
- ・ベランダの床は完全防水ではありませんので、みだりに水を流すと階下にしみ出たりして、迷惑をかけますから注意してください。洗濯機の排水については、浴室の排水栓内に接続してください。また、排水口はときどき掃除してください。
- ・洗濯物を手すりにかけたり、つき出して干すことは、団地の美観をそこなうばかりでなく、階下の方にたいへん迷惑をかけますので注意してください。
- ・お隣りとの境の間仕切板や、上下階への避難口は、火災などの緊急時の避難通路になりますので、この付近に物を置かないようにしてください。

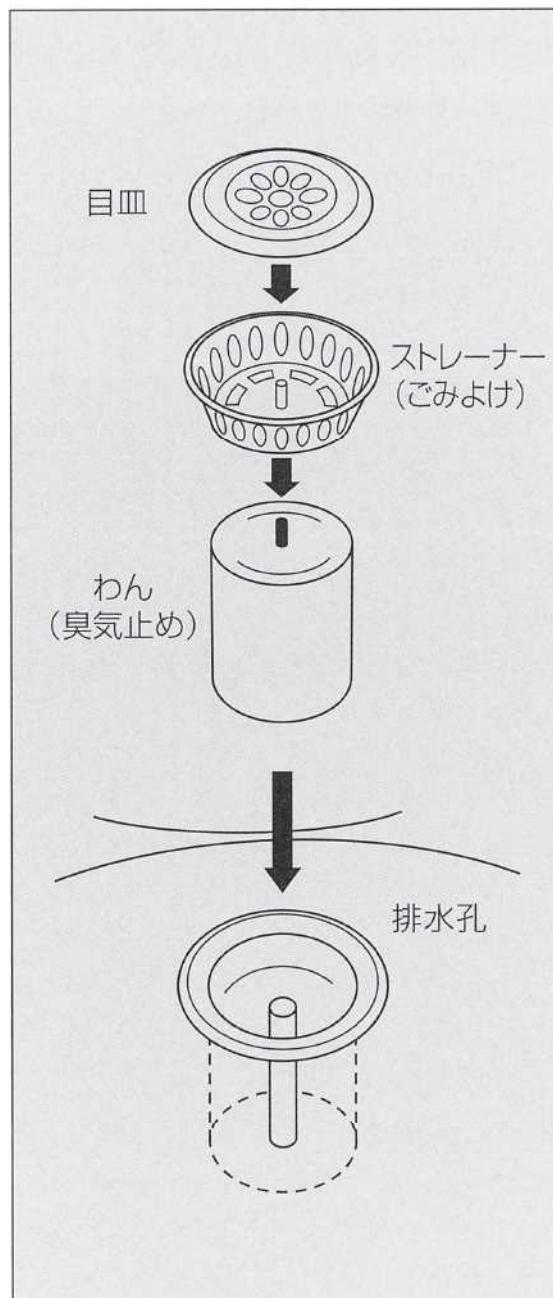
3 台 所

□ステンレス流し台

清潔で耐久力のある流し台ですが、掃除の時には金属製のたわしや、みがき粉などは傷がつきやすいので使用しないでください。

☆排水のご注意

- ・流しの目皿のゴミは毎日取り除きましょう。目皿やわんなどを取り外して使用すると、ゴミと一緒に流れ込んで排水管がつまる原因になります。
- ・トラップは、共用の排水管からの悪臭がはい上がるのを防ぐために設けてあります。使用済みの油類は流しに捨てないでください。排水管に、こびりついて、つまる原因になります。
- ・排水管は、長い間にはゴミなどが付着し、つまることになりますので定期的に清掃するようにしてください。
- ・流し台の排水パイプには、ビニール管を使用したものがありますので、熱湯を直接流さないようにしてください。



排水トラップ(流し台)

□台所の換気

台所は熱気や煙がこもりやすいものです。換気扇、レンジフードなどを使用するか、または窓の開閉によって換気してください。熱気がこもると結露の原因にもなります。

時々、換気扇、レンジフードなどの清掃を行ってください。

床は合板材が多く使われていますので、いつも濡らしておくと、だんだんはがれていきます。床は水で拭かないでワックスをかけ、なるべく、から拭きをしてください。

- ・洗濯機の排水を浴室内へ排水する場合は、洗面所などに水をこぼさないよう特に注意してください。
- ・排水目皿がつまると水があふれ、階下へ漏水することになりますので日頃からよく掃除をしてください。不注意による漏水で被害を与えた場合は、損害賠償の義務が生じます。
- ・浴室は湿気の発生場所ですので、換気が不十分ですと、壁や天井についた水滴からカビが発生したり浴室戸が腐食します。また、締め切りにするとガスの不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となったり、もれたガスがたまって爆発事故の原因となります。使用する時はもちろんですが、使用しないときも換気には十分気をつけてください。

4 浴室

- ・屋内で防水されている所は浴室だけですので、浴室以外（洗面所など）では水をこぼさないように特に注意してください。また、防水パン使用の浴室は、床と壁のスキ間にコーティング材を充てんし、防水をしていますが、デリケートなものですのでていねいにお使いいただくとともに、点検を怠らないようにしてください。

5 便 所

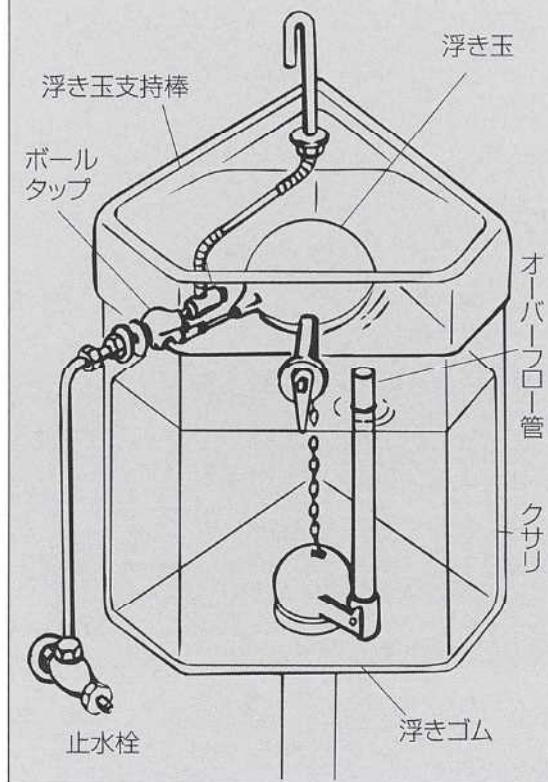
□水洗便所使用のとき

水に溶けにくい紙（ティッシュペーパー等）などを使用しますと、汚水管をつまらせる原因になったり、汚水処理施設の機能の障害になりますので、必ず専用紙をお使いください。

タンクに水をためておき、レバーを操作して放水します。浮きゴムにゴミがつかえると、水が止まらなくなりますので、この場合は止水栓をとめてフタを開け、ゴミなどを除去するなどしてください。なお、水が止まらない場合は、レバー位置を確認してください。それでも止まらない場合は、止水栓を閉じて水道業者に修理を依頼してください。

※タンク及び給排水管などに結露する場合があります。これは腐食の原因にもなり、また階下への漏水にもなりますので、拭き取るようにしてください。

■水洗タンクの構造



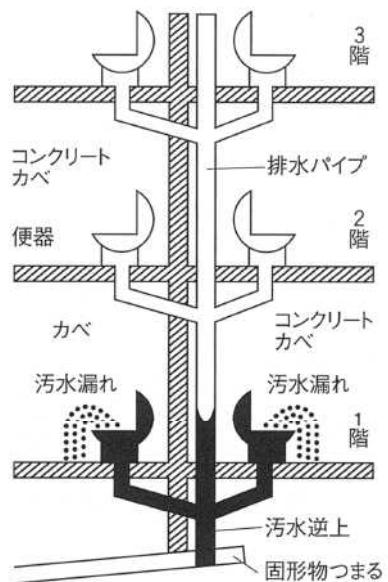
□便所の掃除

- ・便所の床は防水していませんので、水を流さないようにしてください。
- ・便器、手洗い器の掃除は、中性洗剤を使ってください。
- ・掃除のために塩酸などの薬品を使うと、浄化槽がいたみますので使用しないでください。

<汚水管のつまり>

便器に、ティッシュペーパー等の不溶物を流すと、その住宅の便所には影響がなくても、他の住宅の便所へ汚物が逆流することがあります。大変迷惑をかけるので絶対に流さないでください。

※ポンテン棒でボコボコと水圧をかけてみてください。それで駄目な場合は業者に依頼してください。(費用は個人負担となります)



ロータンク (補修前に必ず止水栓を閉栓すること)

■ボールタップの止水位を調節する	■ボールタップ弁のパッキングを交換する	■浮き玉のはずれを直す
<p>ロックナットをゆるめてボールタップの本体から浮き玉支持棒をはずす はずした浮き玉支持棒を「へ」の字にまげて、止水位を調整する</p>	<p>バルブを取り出す バルブに新しいパッキングをさし込んでからもどへ戻す</p>	<p>浮きゴムの正常な状態 クサリがからまって浮きゴムがはずれている 浮きゴムが老朽化しているときは、新しいものと交換する</p>

6 結 露

室内の空気中の水蒸気が、冷たい壁や天井などに水滴となって付着することを結露といいます。結露をそのままにしておくと、壁、天井にカビが発生し、家具、畳などが腐りやすくなります。

この原因としては、①日本の気象が高温多湿であること。②コンクリートの住居は気密性が高く自然換気が非常に少ないと。③冬期には特に暖房により室内に多量の水蒸気が発生しているうえに外壁が外気で冷やされること、などがあげられます。

結露を防ぐには、換気と暖房に注意することが大切です。特に次のことに注意してください。

- ・室内の換気を十分にして、湿気を少なくするよう心掛けてください。
- ・換気用の小窓や換気口は、いつも十分に開けておいてください。
- ・天気のよい日には、室内外の建具を開放して換気をはかってください。
- ・家具類は、壁から少し離して置いてください。
- ・押入れは、昼間できるだけ開け放しておいてください。
- ・押入れに寝具類を入れるときは、まわりの壁、床に新聞紙、ダンボール

等を敷き、その上に「スノコ」を置いて、まわりの壁からできるだけ離してください。

- ・ガスストーブや石油ストーブを過剰に使用しますと、多量の水蒸気が発生し結露の原因となりますので注意してください。
- ・壁、窓等がぬれてきた場合は、乾いたタオルなどでふいてください。そのままだと壁の汚れやカビ発生の原因になります。
- ・カビが発生した場合は、その部分の通風をよくして乾燥させ、ブラシなどで、ていねいに取り除いてください。

7 ダニなどの室内害虫

初夏から秋にかけて、ダニなどの害虫が発生しやすいので、日頃から室内を清潔にしこまめに掃除をしましょう。

また、発生した場合、各住宅単位での駆除ではあまり効果がないので、棟単位、団地単位で駆除しましょう。

なお、ダニなどの室内害虫の駆除は入居者負担になっていますのでくれぐれも予防に心がけてください。

- ・室内の通気に注意し、常に湿度を低くするようにしてください。

- ・畳の上のカーペットなどの敷き物は、ダニなどの発生原因になりやすいので、掃除をこまめに時間をかけて行い、ときどき畳やカーペットを干してください。

8 電 気

□安全ブレーカー

安全に電気を使用できるよう各戸に安全ブレーカーが設置されています。電気器具などに故障があったり、一定の使用量以上使用するとつまみが自動的に下がって電気が切れます。この場合は故障の箇所をなおすか、使用器具の数を減らすかして、つまみを上げて使用してください。

□電気器具の使用

電気器具は直接コンセントから使用してください。タコ足配線は火災の元になり、危険ですのでやめてください。

各ブレーカーの安全限度内で電気器具を使用してください。

□テレビアンテナの接続

・共視聴アンテナが取り付けてある場合

屋上の共視聴アンテナから、各室内またはベランダのテレビ用端子まで配線してありますので、端子とテレビをフィーダー線または同軸ケーブルで接続してください。

・共視聴アンテナを取り付けてない場合

屋上の防水層を損傷したりすることのないよう十分注意して、各自電気屋さんと相談してアンテナを設置してください。

9 クーラー

クーラー用の電源として予備回路(100V単相用)を設けている住戸もあります。屋内配線引込み等は電気店に相談して安全に設置を行ってください。(窓手スリへの室外機の取付は安全上問題があります。取付けないでください。)

10 ガス

□ガスの使用

- ・地域によって供給されるガスの種類が異なります。確認のうえ使用熱量に合った器具を使用してください。
- ・ガスが完全に燃焼するには多量の空気が必要です。部屋の換気をよくしバーナーの空気口の調整をすることが大切です。不完全燃焼のガスは臭気もなく、有毒な一酸化炭素が含まれています。十分注意してください。
- ・揚げ物の途中、ガスを点火したままそばを離れないでください。鍋の中の油の温度は意外に早く高温になり引火しやすく、炎災の多くの原因となっています。
- ・長期不在のときは元栓も締めてください。

☆ガス中毒の 6 つのポイント

1. ガス器具、ゴム管は、ガス会社の検査済みの優良品が安心です。
2. ゴム管は十分に差し込んで、両端を安全バンドでしっかりと止めてください。
3. 差入口のゆるくなったゴム管は切りつめ、古いゴム管は新しいゴム

管に取り替えてください。また、ビニール管は危険ですから使用しないでください。

4. 小さい部屋は換気に十分注意してください。
5. コンロなどはときどき手入れして、バーナーホールをよく掃除してください。
6. 利用しないときは、器具栓、元栓の順に確実に締めてください。

〈ガス漏れに気づいたときには〉

ガス臭い、ガスが漏れているのではないかと気づいたときは
①まずガスの元栓を締めましょう。
②次にドアや窓を全開して、早くガスを室外へ追い出すようにしましょう。
③火気はもちろん禁物ですが、電気のスイッチ（換気扇や照明器具など）もさわらないでください。
④十分に換気ができたことを確認しましょう。

⑤ガス会社に連絡をして点検をもらいましょう。ガス爆発は大変な惨事となることをいつも考えて行動してください。

※ガス漏れ事故を未然に防止するため、ガス漏れ警報器をつけることをおすすめします。

11 水道

□水道の元栓

水道の元栓（位置を確認しておきましょう）を右に回して締めると、あなたの住戸の全部の水が出なくなります。万一のときにご使用ください。

☆ご注意

メーターポックス内へは絶対に物を入れないでください。物が入っていると修繕や検針ができませんし、メーターの故障や水漏れの原因にもなり、他の方の迷惑になります。

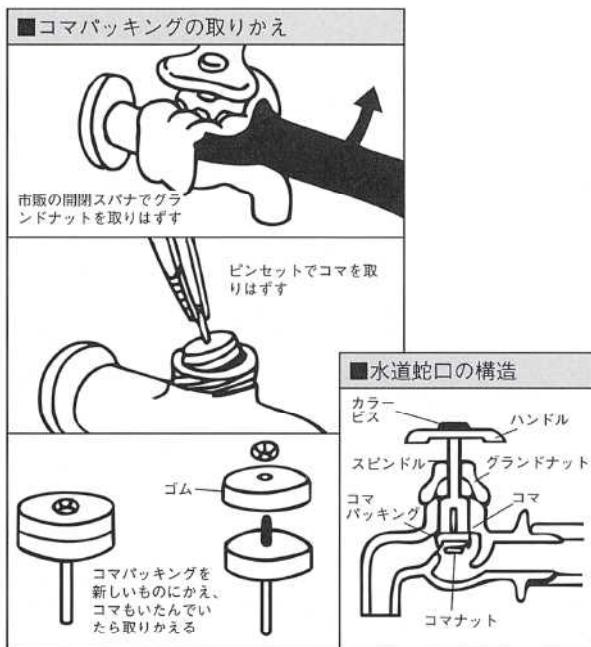
□断水

断水は、停電、機械の故障、水道工事、または水の使用量が急激に増えた場合に起こります。

水道の使用中に断水した場合には、ただちに水栓を締めてください。もし締め忘れたまま外出などしますと、通水がはじまったときに水が出し放しとなり、あなたの部屋が水びたしになるだけでなく、階下にも漏水して大変な被害を及ぼします。

□水栓（蛇口）の使い方、 パッキンの取り替え方

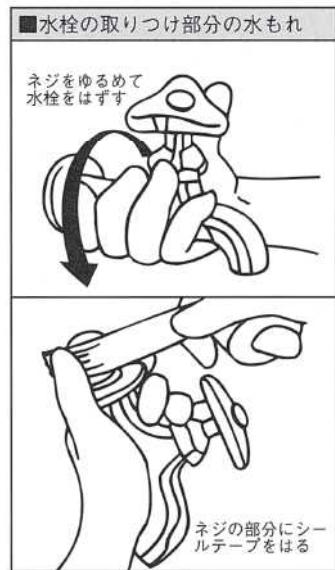
水を止めるときには水栓を静かに締めてください。強すぎますと故障の原因になります。パッキンの取替は簡単にできますので自分でされる事をおすすめします（パッキンは市販されています）。



給水栓（横水栓）

- ①水道の元栓を締めて水をとめる。
- ②スパナーなどで水栓のグランドナットを左へ回してゆるめる。
- ③水栓のハンドルを左へいっぱい回して、グランドナットとともに取りはずす。
- ④中のコマを取り出す。
- ⑤コマナットを左に回してゆるめる。
- ⑥新しいパッキンと取り替える。

これで一応パッキンの取替は終わりましたので、いまの逆の方法で組み立てて完了です。パッキンの予備を2、3個用意しておくと便利です。



□冬期の給水管および 器具の凍結防止

冬期には、水道管・水道メーターなどが凍結して損傷することがあります。これを防止するため、夜おやすみ前に浴室の水栓などで、浴槽内に1分間あたり牛乳瓶1本(200cc)程度の水を出し放しにしておいてください。

〈凍結して水が出ないときには〉

水が出ないからといって、あわてて熱湯をかけると破裂の原因になりますのでやめてください。ぬるま湯で溶かすか、気温が上がれば自然に溶けるので、すぐに必要でないところは自然に溶けるのを待つのが安全な方法です。水が出だしたら、湯沸かし器などは異状のないことを確認してから使用してください。

第3編 共同施設

1 階段・廊下

階段・廊下は皆さんの共用の場所ですから、日頃から清掃に努めてください。

また、通行の邪魔になりますので、物は一切置かないようにしてください。

2 団地の庭

団地の敷地は、皆さんで利用していくだけ共同の庭ですから大切に使ってください。

- 子供の遊具、植木や芝生、さくなどを持たせたり、こわしたりしないよう注意してください。
- 植木や芝生は枯れないよう、水をやり、枝切りなどの手入れを行ってください。
- 雑草やゴミなどで見苦しくならないように清掃に努めてください。
- 遊具がいたんで危険な場合には、各管理者へ連絡ください。

3 集会所

集会所は共同施設ですので、日頃から清掃するなど大切に使ってください。

窓ガラスを破損したり施設をいためたときは自治会の責任において修繕してください。特に、尖気の使用については十分に注意してください。

4 自転車置場

自転車置場のスペースには限りがありますので、整理して利用してください。また、使用しない自転車などは置かないようにしてください。

5 駐車場

自動車は許可された区画に駐車してください。また、来客用区画は住民の皆様の来客者専用駐車場であるため、住民の皆様は、ご遠慮ください。また、長時間の駐車等はお控えください。

6 屋上

屋上には原則として上ることは出来ません。ただし、テレビアンテナなどを設置するためには出入り出来ますが、危険防止のため子供は絶対に上がらないように注意してください。

7 受水槽、給水塔、浄化槽

受水槽や給水塔は各住宅への給水のために必要な施設であり、浄化槽は汚水の処理に必要なものです。特に浄化槽の内部は深くて危険ですから、マンホールは絶対に開けないようにしてください。

また、断水した場合、受水槽外部のオーバーフロー管から水があふれている場合、受水槽、浄化槽の故障警報が鳴った場合など異状に気がついたときは、各管理者へ連絡してください。

8 排水施設

排水溝、会所または排水管などに、ゴミや土がたまると、流れにくくなり不衛生になります。定期的に共同で清掃および消毒するようにしてください。

9 ゴミの処理

ゴミの収集は市町によって異なりますが、日時、搬出場所、搬出方法を守り、不衛生とならないように注意し、収集後はみんなで協力して清掃および消毒してください。

- 水気の多いものは、水を十分に切ってビニール袋に入れて捨ててください。
- 収集日以外にゴミを出さないでください。(犬、猫などによってゴミが散らばったり、悪臭のもととなります。)

第4編 団地生活

1 自治会活動への積極的な参加

自治会は、県営住宅のすべての団地において、入居者相互の親睦、防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、団地全体の良好な環境を作り、入居者の皆様方が良好な生活を快適に送るうえで、重要な役割をはたしていただいているります。

入居された方が、これら自治会活動に参加しないということがあれば、団地全体の良好な運営にたちまち支障をきたす事態になります。

このため、入居後は必ずこれら自治会活動に積極的にご参加くださいますようお願いします。

2 環境美化

「自分たちの団地は自分たちの手で美しく」これは簡単なようでなかなか難しいものです。集合住宅においてはともすれば共同部分は清掃がおざなりになったり、植木なども手入れがされないまま放置されがちです。

定期的な清掃や植木の手入れなど、自治会でよく話し合って取り組んでください。

3 集会所の利用

集会所は皆さん方の福利厚生、文化教養などのための講習会、その他の行事を行うための施設で、その管理運営は自治会で行っています。豊かなコミュニケーションづくりの中心となるところですから効果的に利用してください。

4 共益費

県営住宅は集合住宅ですから、入居者の皆様が協力し、共同で管理運営しなければならないことがたくさんあります。階段の通路灯など共同施設の管理運営に必要な費用は、入居者の皆様方が自らの責任としてご負担いただく費用で、共益費として、自治会が責任をもって徴収し、電力会社などへの支払いをしていただいております。

入居された方が、これら共益費を納めないとすることになれば、入居者の皆様の生活にとって必要不可欠な共同施設の管理運営に、たちまち支障をきたす事態になります。

このため、入居後は、共益費の滞納は一切おこさないよう気をつけてください。

共益費には次のようなものがあります。

・電気料

防犯灯、階段灯、集会所の電灯、水道ポンプ、エレベーターなどの電気代

・水道料

集会所、屋外水栓などの水道代

・共同施設などの修繕費

集会所のガラス破損や防犯灯の電球

の取替など、入居者負担となっているものの費用

・清掃費

樹木のせん定・草刈、浄化槽の清掃、排水溝の清掃、ゴミ処理費など団地の環境を維持するための費用

・汚水処理費

汚水処理場のある団地では運転に必要な電気料、水道料及び清掃料

5 迷惑行為

県営住宅を住みよい団地にするためには、入居者一人ひとりがお互いの立場になって相手を尊重し、協力していくことが大切です。自治会などでルールを決め、これを守り快適な生活を送ってください。

□騒 音

お隣りのテレビ、ステレオなどの大きな音や、上の階の子供が走りまわる足音などは大変うるさく聞こえるものです。特に深夜・早朝の大きな話し声などはとても気になります。お互い迷惑をかけないよう注意してください。

□動物の飼育

団地内で犬・猫・ハトなどのペットを飼育しないようにして下さい。犬は玄関を通る人の足音だけでも鳴きだすことがあります。その鳴き声は大きな迷惑となります。また、猫はベランダ越しに歩きまわり、悪臭を漂わせたりすることがあります。

飼っている方にはかわいい動物であっても、他の入居者の迷惑となりますので、飼わないようにしてください。

□落下物に注意

中高層住宅の窓やベランダから物を投げたり、ちょっとした不注意で植木鉢などを落としたりすると思わぬ大事故につながりかねません。

特に、お子さんの行動には十分注意してください。

6 入居中の注意事項

県営住宅は県民の貴重な財産です。お住まいになっておられる住宅はもちろんのこと、集会所などの共同施設を含め団地全体を大切に使ってください。

なお、次のことは禁止されていますので特に注意してください。

□譲渡、転貸の禁止

県営住宅を他人に貸したり入居の権利を他人に譲渡したりすることは禁止されています。

□増築、模様替、用途変更の制限

県営住宅を許可なく増築、模様替したり、店舗、事務所などに用途変更することはできません。

許可され設置された増築・模様替も退去の際は原状回復が必要です。

□無断同居の禁止

必要な届出をせず、あるいは承認を受けずに他の人を同居させることはできません。必ず手続きをしてください。

7 住宅の明け渡し請求

次のような場合には、損害賠償金の支払いを請求するとともに、強制的に住宅を明け渡していただくことになります。

〈入居に関すること〉

- ・入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき
- ・正当な理由なく、20日以上住宅を使用しないとき
- ・不正な行為によって入居したとき
- ・住宅を他人に貸したり、入居の権利を他人に譲渡したりしたとき
- ・承認を受けずに他の者を同居させたとき

〈家賃に関すること〉

- ・家賃を滞納したとき

〈住宅使用に関すること〉

- ・住宅または共同施設を故意にき損したとき
- ・無断で住宅の増改築や模様替をしたとき
- ・住宅の用途を変更（店舗、事務所、作業場等）したとき

- ・その他、住宅管理上非常に不都合なことをしたとき

8 駐車場の使用許可の取消等

次のような場合には、駐車場の使用許可を取消し、区画の明け渡し請求をすることになります。

〈駐車場使用に関すること〉

- ・入居者でなくなったとき等、使用資格がなくなったとき
- ・正当な理由がなく、一月以上駐車場を使用しないとき
- ・不正な行為によって使用許可を受けたとき
- ・使用料を三月以上滞納したとき
- ・駐車場又はその設備を故意に損傷したとき
- ・駐車場の管理上、支障を来たす行為をしたとき

第5編 防 災

1 火災の予防

火災は、入居者の一人ひとりが注意することにより防げます。

また、消防法の規定により、各住戸の寝室及び階段室に火災警報器を設置しています。

むやみに取り外したり改造をしないでください。

万一、出火した場合は、落ち着いて初期消火に努めてください。

2 防火管理

県営住宅のような集合住宅では、自治会等で初期消火、避難の方法などの訓練を行いますので、皆さんもこのような訓練には積極的に参加してください。

3 災害発生時の手引き

□火災の発生

〈原 因〉

- ・台所の火の不始末
- ・揚げ物油の異常過熱
- ・子供の火遊び
- ・寝たばこ
- ・石油ストーブの転倒
- ・漏電
- ・風呂の空だき
- ・ヒーター・アイロンのつけっ放し
- ・地震
- ・ガス漏れからの引火

〈行 動〉

- ・消火器などでの初期消火
- ・連 絡 消防119番
家族・近隣住宅
各管理者
- ・避難
- ・一酸化炭素中毒の回避

□避難方法

- 非常の場合に備え、各住宅には2方向の避難経路が設けられています。日頃から確認しておいてください。(該当しない団地もあります。)

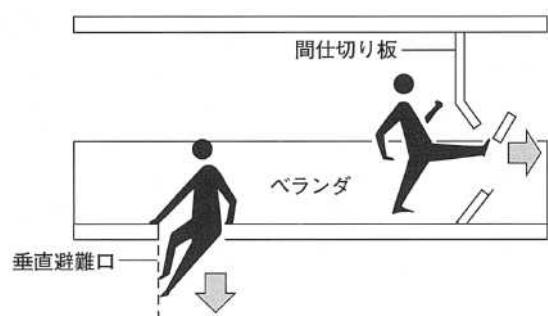
・間仕切り板

避難時には、突きやぶって隣りの住宅へ行けます。避難路の確保のため、障害物は置かないでください。

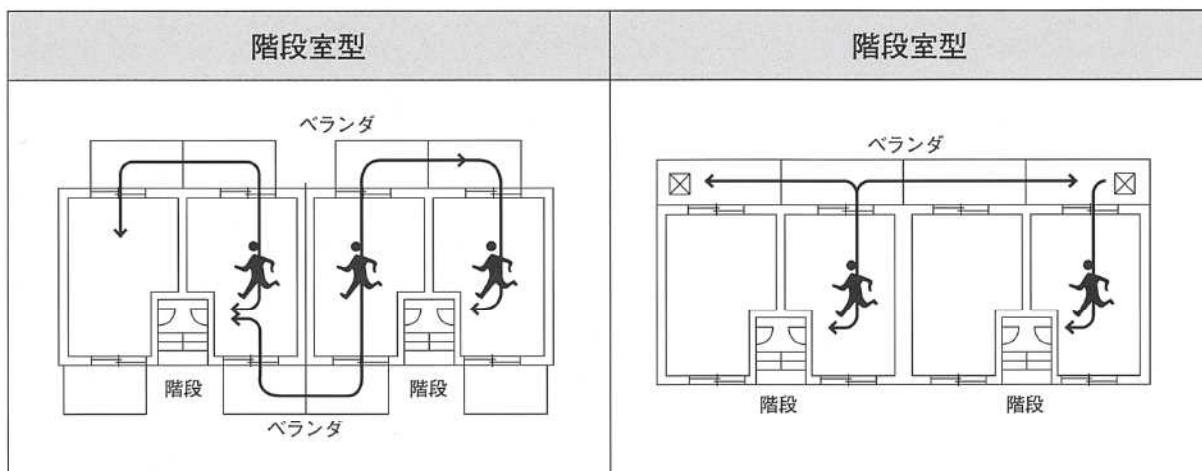
・垂直避難口

避難時に、下の住宅へ移動するための経路です。使い方、開け方をよく確認しておいてください。

〈ベランダ(バルコニー)からの避難方法〉



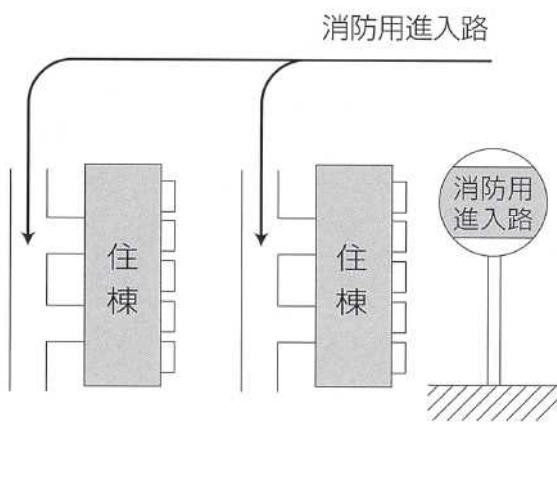
※ベランダは避難上重要なものですので、当然、増築工事は厳しく禁止されています。



□消火活動

〈消防用進入路〉

- ・団地内進入路は火災時に消防車が活動するための空地となりますので、車など、障害物を置かないでください。



〈防火水槽〉

- ・火災時における消防水貯蔵槽です。この上や付近に車等を置くと消火の妨げになります。

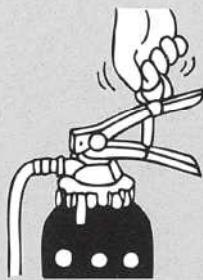


〈消火栓〉

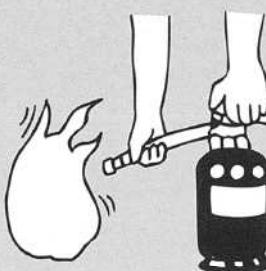
- ・屋外、屋内消火栓の位置、使い方は日頃から、よく確認しておいてください。

※ 1つは用意しておきましょう

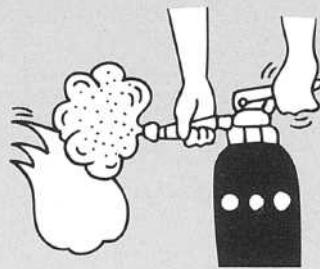
ABC粉末消火器



(安全栓を引きぬく)



(ホースを火元に向ける)



(レバーを強くにぎる)

■ガス・電気・水道供給者一覧 [奈良県営住宅管理事務所]

団地名	ガス	電気	水道
法華寺	プロパン	関西電力 0800-777-8810	奈良市企業局 0742-45-4472
西大寺	JAならんLPガス北和供給センター 0742-34-1257	タ タ	タ タ
佐紀	プロパン	タ タ	タ タ
西ノ京	タ	タ タ	タ タ
高円	株式会社工ネアーク関西 0120-01-3002	タ タ	タ タ
西小泉	JAならんLPガス中和供給センター 0744-33-0500	タ タ	奈良県営住宅サービスセンター 0744-21-0109
白土	株式会社工ネアーク関西 0120-01-3002	タ タ	大和郡山市上下水道部 0743-53-3661
高田	大和ガス 0745-22-6221	タ タ	橿原市大和高田市上下水道部お客様センター 0745-52-1365
奥田	タ タ	タ タ	タ タ
櫟本	プロパン	タ タ	天理市上下水道局 0743-63-1001
庵治	株式会社工ネアーク関西 0120-01-3002	タ タ	タ タ
茅原	プロパン	タ タ	御所市水道局 0745-62-1591
御所	タ	タ タ	タ タ
秋津	大和ガス 0745-22-6221	タ タ	タ タ
桜井	伊丹産業 0744-43-2088	タ タ	桜井市上下水道部 0744-42-9211
金屋	タ タ	タ タ	タ タ
見瀬	プロパン	タ タ	橿原市大和高田市上下水道部お客様センター 0744-27-4411
光陽	タ	タ タ	タ タ
五條	五条ガス 0747-22-3344	タ タ	五條市水道局 0747-22-4001
南和	タ タ	タ タ	タ タ
笠形	伊丹産業 0744-43-2088	タ タ	田原本町水道局 0744-32-2516
小明	プロパン	タ タ	生駒市水道事業お客様センター 0743-79-2800
上但馬	タ	タ タ	三宅町上下水道課 0745-44-0140

(注) ガス器具を購入される場合は事前に各ガス供給会社にお問い合わせ下さい。

■ガス・電気・水道供給者一覧 [奈良県営住宅(北部)サービスセンター]

団地名	ガス	電気	水道
紀寺(1~4棟)	大阪ガス 0120-5-94817	関西電力 0800-777-8810	奈良県営住宅北部サービスセンター 0742-30-1090 料金、徴収に関する問い合わせについて
紀寺(5棟)	タ タ	タ タ	奈良市企業局 0742-45-4472
六条	タ タ	タ タ	奈良県営住宅北部サービスセンター 0742-30-1090
壳間	タ タ	タ タ	タ タ
北和	タ タ	タ タ	タ タ
姫寺	タ タ	タ タ	タ タ
平城	タ タ	タ タ	タ タ
六条山	タ タ	タ タ	タ タ
稗田	タ タ	タ タ	タ タ
山崎	タ タ	タ タ	生駒市水道事業お客様センター 0743-79-2800 料金、徴収に関する問い合わせについて
小泉	タ タ	タ タ	大和郡山市上下水道部 0743-53-3661~3 料金、徴収に関する問い合わせについて
天理	エネアーク関西 0120-01-3002	タ タ	天理市上下水道局 0743-63-1001 料金、徴収に関する問い合わせについて
天理南	タ タ	タ タ	奈良県営住宅サービスセンター 0744-21-1090
阿部	桜井ガス 0744-42-2991	タ タ	桜井市上下水道部 0744-42-9211 料金、徴収に関する問い合わせについて
纏向	JAならけんLPガス中和供給センター 0744-33-0500	タ タ	タ
東高田	大和ガス 0745-22-6221	タ タ	橿原市大和高田市上下水道部お客様センター 0744-27-4411 料金、徴収に関する問い合わせについて
檍原	タ タ	タ タ	タ タ
檍原ニュータウン	タ タ	タ タ	タ タ
坊城	タ タ	タ タ	タ タ

(注) ガス器具を購入される場合は事前に各ガス供給会社にお問い合わせ下さい。

* その他修繕等に関するお問い合わせは、奈良県営住宅(北部)サービスセンターまでお願いします。

* BSアンテナは一部住宅設置あり

